（法第10条第１項第１号）

特定非営利活動法人消費者市民サポートちば定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人消費者市民サポートちばという。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、各種の消費者問題に関して、消費者・消費者団体、研究者・弁護士・司法書士・消費生活相談員など消費者問題専門家や弁護士会・司法書士会などの専門家団体並びに地域団体・福祉団体・労働団体等の市民団体その他関係諸機関との情報交換・相互援助・協働等の連携を図りつつ、消費者団体訴訟制度の活用を行うとともに、各種消費者被害の相談受付・実態調査・研究・拡大防止・被害者支援やその救済、消費者への情報提供、消費者市民教育並びにその活動支援、事業者に対する情報提供・啓発と自主ルール策定への関与、市場の監視、各種消費者政策や消費者行政の在り方に関する研究・提言などを行い、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

⑴ 消費者の保護を図る活動
⑵ 社会教育の推進を図る活動
⑶ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
⑷ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

⑴ 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款・不当な勧誘行為・不当な広告その他不当な表示等の是正をすすめる事業（次号に定める事業を除く）
⑵ 不特定かつ多数の消費者の利益のために差止請求権を行使する事業並びに当該業務の遂行に必要な消費者の被害に関する情報の収集並びに消費者の被害の防止及び救済に資する差止請求権の行使の結果に関する情報の提供に係る事業
⑶ 消費者市民の育成のための消費者市民教育や活動支援事業
⑷ 各種消費者被害の予防・救済、被害者の相談受付・支援事業
⑸ 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など消費者に対する啓発事業
⑹ 各種消費者被害や消費者政策に関する情報提供など事業者に対する啓発事業
⑺ 消費者団体その他の関係団体・諸機関とのネットワーク事業

⑻ 各種消費者被害の実態調査・研究事業
⑼ 消費者団体訴訟制度をはじめとした各種消費者政策等に関する研究・提言事業
⑽ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）
第６条　この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下同法を単に「法」という）上の社員とする。
⑴　正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
⑵　賛助会員　　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）
第７条　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
２　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）
第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
⑴ 退会届の提出をしたとき。
⑵ 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
⑶ 正当な理由なく会費を１年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じないとき。
⑷ 除名されたとき。

（退会）
第 10 条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第 11 条　会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
⑴ この定款に違反したとき。
⑵ この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還）
第 12 条　既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）

第 13 条　この法人に次の役員を置く。

⑴ 理事　１０人以上２０人以内

⑵ 監事　２人以上５人以内

（選任等）

第 14 条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事の中から理事長を１人、副理事長を若干名選任する。

３　理事長及び副理事長は、理事の互選により選任する。

４　理事長は、副理事長のうちから、この法人を代表する者（以下「代表権を有する副理事長」という。）を１名指名し、理事会の承認を得なければならない。

５　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

６　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第 15 条　理事長は、この法人の業務を総理する。

２　理事長と代表権を有する副理事長は、この法人を代表し、理事長及び代表権を有する副理事長以外の理事はこの法人の業務についてこの法人を代表しない。

３　副理事長は、理事長を補佐する。代表権を有する副理事長は、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。これらの場合において、代表権を有する副理事長に事故あるとき又は代表権を有する副理事長が欠けた場合は、理事長があらかじめ指名し、理事会の承認を得た順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は、次に掲げる職務を行う。

⑴ 理事の業務執行の状況を監査すること。

⑵ この法人の財産の状況を監査すること。

⑶ 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

⑷ 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

⑸ 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第 16 条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、前項の規定による任期の満了前に、就任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会において後任の役員が選任された場合には、その任期は、当該総会の終結の時までとする。

３　第１項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、第１項の規定による任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

４　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

５　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第 17 条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第 18 条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

⑴ 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

⑵ 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 19 条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第 20 条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第 21 条　総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。

２　正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。

（権能）

第 22 条　総会は、以下の事項について議決する。

⑴ 定款の変更

⑵ 解散

⑶ 合併

⑷ 事業報告及び決算の承認

⑸ 役員の選任又は解任、報酬及び費用弁償

⑹ 会費の額

⑺ 除名

⑻ 資産の管理の方法

⑼ 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
⑽ 清算人の選任
⑾ 残余財産の帰属
⑿ その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

（開催）
第23条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
⑴ 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
⑵ 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
⑶ 第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。
⑷ 法第１４条の３第１項の規定により理事から招集があったとき。

（招集）
第24条　総会は、前条第２項第３号及び第４号を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第25条　総会の議長は、その総会において、出席した個人の正会員の中から選出する。

（定足数）
第26条　総会は、正会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第27条　総会における議決事項は、第２４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長が決するところによる。
３　前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。
４　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）
第28条　各正会員の表決権は、それぞれ１個とし、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、第２６条、第２７条第２項、第２９条第１項第２号及び第４９条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 29 条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴ 日時及び場所

⑵ 正会員総数及び出席者数（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

⑶ 審議事項

⑷ 議事の経過の概要及び議決の結果

⑸ 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電磁的記録をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

⑴ 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

⑵ 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

⑶ 総会の決議があったものとみなされた日

⑷ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第 30 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 31 条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

⑴ 総会に付議すべき事項

⑵ 総会の議決した事項の執行に関する事項

⑶ 事業計画及び予算に関する事項

⑷ 差止請求関係業務に関する事項

⑸ 事務局の組織及び運営に関する事項

⑹ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

２　差止請求関係業務の執行に係る重要な事項（消費者契約法第 13 条第３項第四号イ（２）に規定するものをいう。）の決定は、理事その他の者に委任することができない。

（開催）

第 32 条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

⑴ 理事長が必要と認めたとき。

⑵　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
⑶　第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）
第 33 条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって、少なくとも開催の日の３日前までに通知しなければならない。ただし、全理事の同意があるときはこの手続きを経ずして開催することができる。

（議長）
第 34 条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）
第 35 条　理事会における議決事項は、第３３条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

（持ち回り議決）
第 36 条　緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面、ファクシミリ又は電磁的方法により通知し賛否を求めた場合には、書面、ファクシミリ又は電磁的方法による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

（表決権等）
第 37 条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３８条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第 38 条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
⑴　日時及び場所
⑵　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面、ファクシミリ又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
⑶　審議事項
⑷　議事の経過の概要及び議決の結果
⑸　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しな

ければならない。

３　持ち回り議決の場合には、理事長が全理事に通知した事項と通知から表決までの経緯、各理事の表決結果と付記意見の内容等の記録をもって議事録とする。この議事録には、理事長および副理事長が記名押印又は署名しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）

第 39 条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

⑴ 設立の時の財産目録に記載された資産
⑵ 会費
⑶ 寄付金品
⑷ 財産から生じる収益
⑸ 事業に伴う収益
⑹ 消費者契約法第 28 条第 5 項に定められた積立金
⑺ その他の収益

（資産の管理）

第 40 条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

２　この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

３　この法人の経費は、資産をもって支弁する。

（会計の原則）

第 41 条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第 42 条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第 43 条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第 44 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算及び事業計画の追加及び更正）

第 45 条　第４３条の議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第47条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第48条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

（積立金の継承）

第48条の２

この法人が差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法第１３条第１項の認定の失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金（第３９条第６号に規定する積立金）に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（消費者契約法第３５条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは同法第１３条第３項第２号に掲げる要件に適合する消費者団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。この場合において帰属先が複数存在するときは、総会において選定された者に帰属させるものとする。

第８章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第49条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第50条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

⑴　総会の決議
⑵　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
⑶　正会員の欠亡
⑷　合併
⑸　破産手続開始の決定
⑹　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第53条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章　事務局

（事務局の設置等）

第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

２　事務局には、必要により事務局長その他の職員を置く。

３　事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

４　事務局長又は職員は、理事を兼務することができる。

５　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

（備置書類）

第55条　この法人は、法第２８条第１項及び第２項が定める書類を事務所に備え置かなければならない。

（閲覧）

第56条　会員及び利害関係人から前条の備置書類の閲覧請求があったときは、これを拒む正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第１１章　雑則

（細則）

第57条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　拝師徳彦

副理事長	岡林伸幸
	日野勝吾
	前野春枝
	丸山芳高
理事	池亀慶太
	石川浩一郎
	宇田章吉
	小島勢津子
	常泉季男
	常岡久寿雄
	中島順隆
	中野智輔
	唯根妙子
監事	井原真吾
	小柳光廣

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成２９年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

	個人正会員	団体正会員	個人賛助会員	団体賛助会員
年会費（１口以上）	５，０００円	１０，０００円	２，０００円	５，０００円

附　則

１　この定款の変更は、平成３０年６月７日通常総会の決議の時から施行する。ただし、法第２５条第３項に規定する事項については、定款変更の認証の日から施行する。

１　この定款の変更は、令和元年６月７日通常総会の決議の時から施行する。ただし、法第２５条第３項に規定する事項については、定款変更の認証の日から施行する。